

福祉生活病院常任委員会資料

(平成21年7月21日：追加分)

【件名】

1 新型インフルエンザの対応方針の変更等について（危機管理チーム、健康政策課）

（1）新型インフルエンザに係る医療体制についての対応方針…………… 1

（2）県内で発生した場合の社会対応の方針について…………… 2

（3）新型インフルエンザの県内発生事例報告（第6、7例）について……… 4

福祉保健部

新型インフルエンザの対応方針の変更等について

平成21年7月21日
危機管理チーム、健康政策課

(1) 新型インフルエンザに係る医療体制についての対応方針

区分	現在の対応方針 (6/29対策本部会議)	今後の対応方針 (7/17対策本部会議)
外来の診療体制	<ul style="list-style-type: none"> ○当面、総合発熱相談センターへ電話相談の上、発熱外来を受診する体制を継続。 ○7月中旬を目途に発熱外来を中止して、適切な感染防止策を講じた外来協力医療機関での診療に切り替える。 <ul style="list-style-type: none"> ◆感染拡大防止策 <ul style="list-style-type: none"> ・一般患者と新型インフルエンザ患者が交わらないための措置を実施。 ・受診の際は事前の電話連絡を徹底。 <ul style="list-style-type: none"> 例) 別々の入口の設置 ・診療時間帯の調整 等 ○総合発熱相談センターは引き続き開設し、適切な医療機関の紹介や療養上の相談等に対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○7月21日から外来協力医療機関で適切な感染防止策を講じて診療 <ul style="list-style-type: none"> ・受診の際は事前の電話連絡及びマスクの着用の徹底を啓発。 ・医療従事者は可能な限り常時サージカルマスクを着用。 ◆外来協力医療機関数：145 (7月17日午後1時現在) ○同左
PCR検査の対象者	<p>〔※現在は簡易検査でのA型陽性例を全例検査。 疑似症、小中高校生については即時の検査を実施〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○簡易検査でA型陽性で新型インフルエンザが疑われる場合はPCR検査を1日1回定時に行い、現に集団感染が疑われる場合には、臨時に検査を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・国のサーベイランスの通知や発生状況を勘案して見直しも検討。
患者への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○軽症患者への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・自宅での服薬治療、療養が原則 ・健康観察、外出自粛を要請 ・自宅療養に当たっては、「自宅療養の手引き」や在宅キットなどを、当面は配布し、感染拡大防止策を徹底 ○重症化の兆候（呼吸困難、意識障害等）が見られた場合、主治医や総合発熱相談センターに相談の上、必要に応じて速やかな入院治療につなげる <ul style="list-style-type: none"> ⇒患者の病状に対応できる医療機関に入院 *感染症指定医療機関に限定しない。 ○自宅療養の解除の要件 <ul style="list-style-type: none"> ⇒解熱後2日間の経過かつ発症した日の翌日から7日間の経過 *解除時に1回のPCR検査を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○同左 ○同左 ○自宅療養の解除の要件 <ul style="list-style-type: none"> ⇒解熱後2日間の経過かつ発症した日の翌日から7日間の経過 *解除時にPCR検査は行わない。
濃厚接触者への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○濃厚接触者に対する外出自粛、健康観察の要請 ○次の場合、医師の判断により抗インフルエンザ薬の予防投与を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・基礎疾患有する者等で感染が強く疑われる場合 ・医療従事者及び初動対処要員等で基礎疾患有し、ウィルスに暴露した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○外出自粛等の協力の要請 ○症状出現時の福祉保健局への連絡の要請 ○基礎疾患有する者等で感染が強く疑われる場合、医師の判断により抗インフルエンザ薬の予防投与を実施 ○必要に応じて予防投薬実施患者への健康観察を実施
症例行動、感染源調査	<p>〔※現在は、発症前日からの患者の行動、感染源について詳細な聞き取りを実施〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○集団（学校・施設等）や同居者についての聞き取りを実施

(2) 県内で発生した場合の社会対応の方針について

1 学 校	高校、特 別支援学 校、小中 学校、幼 稚園	<p>ア 学校の児童、生徒等(*)が新型インフルエンザに感染していると確認された場合、<u>当該学校において複数の感染者が発生するに至ったときに限り、当該学校はひとまず3日間程度学級閉鎖する（よう要請する）。</u>ただし、<u>校長の判断により、そのような場合でも集団感染のおそれが少ないとときは学級閉鎖を行わないこと、1人しか感染していないが集団感染のおそれがある場合には学級閉鎖を行うこと、さらに、感染者が多く発生している場合等には学年閉鎖や休校を行うこともできるものとする。</u></p> <p>*教職員を含み、感染させるおそれのある時期に学校に出校等していなかった者は除く。以下でも同様。</p> <p>イ 学校外での感染発生に止まる場合は、臨時休校する必要はないが、感染拡大を防止するため必要があると認められるとき（感染経路が不明の感染者や、県内で他の人から感染した者が相次いで発生している場合、又はそのようになるおそれが大きい場合）は、感染者が発生していない学校も含めた地域的な一斉休校等も検討する。</p>
	大学・短 期大学・ 専門学校	学校の学生等が新型インフルエンザに感染していると確認された場合、当該学校について、感染拡大を防止するため、運営方法の工夫（感染者の自宅待機、構内での課外活動禁止など）を要請する。
2 福 祉 施 設	保育所	<p>ア 保育所の児童等が新型インフルエンザに感染していると確認された場合、<u>当該保育所において複数の感染者が発生し、感染拡大を防止するため必要があると認められるときに限り、当該保育所の全部又は一部をひとまず3日間程度休所するよう要請する。</u></p> <p>イ 保育所外での感染発生に止まる場合は、休所する必要はないが、感染拡大を防止するため必要があると認められるときは、感染者が発生していない保育所も含めた地域的な一斉休所等も検討する。</p> <p>ウ 保育所が休所する場合は、原則として保護者が仕事を休んで児童を在宅させるが、仕事を休むことが困難な保護者（医療従事者、社会福祉施設従事者、ライフライン業務従事者、新型インフルエンザ関係業務従事者、その他特別な事情のある人）の児童に限っては、通っていた保育所又はどこか特定の保育所で特例的な保育を行うことについても、市町村と協議する。</p> <p>エ 認可外保育施設についても、上記に準じた対応を要請する。</p>
	通所施設	<p>ア 施設の通所者等が新型インフルエンザに感染していると確認された場合、<u>当該施設において複数の感染者が発生し、感染拡大を防止するため必要があると認められるときに限り、当該施設をひとまず3日間程度休所するよう要請する。</u></p> <p>イ 施設外での感染発生に止まる場合は、休所する必要はないが、感染拡大を防止するため必要があると認められるときは、感染者が発生していない施設も含めた地域的な一斉休所等も検討する。</p>
3 イ ベ ント	県が主催 するもの	一律に中止することはしない。感染の広がりやイベント開催の必要性等を再検討した上で、その中止が感染拡大を防止するために効果的であり、必要であると認められるときに限って、当該イベントの開催を中止する。
	県以外が 主催する もの	<p>ア 一律に中止を要請することはしない。感染の広がり等を勘案して、その中止が感染拡大を防止するために効果的であり、必要であると認められるときに限って、主催者に中止を要請する。</p> <p>イ アのただし書に該当する場合でも、社会的・経済的な影響が大きく中止が困難なときは、イベントにおいて運営方法の工夫（会場での参加者に対する</p>

		感染予防の呼びかけ、運営スタッフに対する感染予防研修と感染予防措置の実施、会場での消毒剤の設置など)を行うよう要請する。
4 集客施設	県立施設	一律に閉館することはしない。感染の広がりや集客施設を開館し続ける必要等を再検討した上で、その閉館が感染拡大を防止するために効果的であり、必要であると認められるときに限って、当該施設は閉館する。
	県立施設以外	ア 一律に閉館を要請することはしない。感染の広がり等を勘案して、その閉館が感染拡大を防止するために効果的であり、必要であると認められるときに限って、集客施設の閉館を要請する。 イ アのただし書に該当する場合でも、社会的・経済的な影響が大きく閉館が困難なときは、集客施設において運営方法の工夫（イベントにおける工夫に準じたもの）を最大限に行うよう要請する。

(3) 新型インフルエンザの県内発生事例報告（第6、7例）について

第6例（7月17日に新型インフルエンザと確認）

概要	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年7月16日（木）午後9時30分頃、東部総合事務所福祉保健局管内の医療機関の診察を受けた患者について、新型インフルエンザウイルスが検出された。 病状は軽く、自宅療養中。
患者状況	25歳 男性（鳥取市在住）。
県の対応	<p>ア 医療対応</p> <p>(ア) 患者対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 症状が軽く重症化する恐れが無いことから、自宅療養とした。感染拡大防止のため、自宅療養の手引き、マスク、消毒薬を届けた。 <p>(イ) 濃厚接触者対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 積極的疫学調査を実施し濃厚接触者を特定（家族、その他 計4名）。 → 最終接触日より1週間の健康観察、外出自粛の要請。 <p>イ 社会対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 患者の活動範囲は限定されており、学校や福祉施設等の休校・休所、公立施設の休業、イベント等の自粛は行わない。
総括	今回の事案については、シンガポールから帰国された後に発症され、接触者も限られていた。

第7例（7月17日に新型インフルエンザと確認）

概要	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年7月17日（金）午前9時30分頃、東部総合事務所福祉保健局管内の医療機関の診察を受けた患者について、新型インフルエンザウイルスが検出された。 病状は軽く、自宅療養中。
患者状況	21歳 男性（鳥取市在住）。
県の対応	<p>ア 医療対応</p> <p>(ア) 患者対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 症状が軽く重症化する恐れが無いことから、自宅療養とした。感染拡大防止のため、自宅療養の手引き、マスク、消毒薬を届けた。 <p>(イ) 濃厚接触者対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 積極的疫学調査を実施し濃厚接触者を特定（家族、その他 計4名）。 → 最終接触日より1週間の健康観察、外出自粛の協力を要請。 <p>イ 社会対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 患者の活動範囲は限定されており、学校や福祉施設等の休校・休所、公立施設の休業、イベント等の自粛は行わない。
総括	今回の事案については、ヨーロッパから帰国された後に発症され、接触者も限られていた。